

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金について

事業概要

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

支給額

一世帯あたり10万円です。
給付金を受給するためには、
以下の**手続きが必要です**。



村HP

■住民税非課税世帯などに対する臨時給付金

- ① **世帯全員**が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合
 - ・該当する世帯に対しては今年の2月下旬に村から確認書を送付しています。
確認書の締め切りは5月17日(火)となっておりますので、まだ申請をされていない世帯は至急、確認書の提出をお願いします。
- ② 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した人がいる場合 (**世帯全員が住民税均等割非課税が条件**)
 - ・給付金を受け取るには申請が必要です。申請書(該当世帯には村より郵送済)に必要事項を記入して、添付書類とともに住民福祉課担当窓口[※]に直接または郵送でご提出ください。

■新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当(※)となった世帯(家計急変世帯)

- ・令和3年度分市町村民税均等割は課税だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税相当(※)となった世帯が該当します。
- ・給付金を受け取るには申請が必要です。(申請期間は令和4年9月30日(金)まで)
- ・申請書(村HPに掲載、窓口に設置)に必要事項を記入して、添付書類とともに住民福祉課担当窓口[※]に直接または郵送でご提出ください。
- ・申請方法などについては村HPをご覧ください。か住民福祉課までお問い合わせください。

※(参考)非課税相当額早見表

扶養している親族の状況	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	1,683,999円	1,108,000円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	2,099,999円	1,388,000円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合	2,499,999円	1,668,000円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

※詳しくは、村HPに掲載しております。

〈問い合わせ〉住民福祉課 福祉係 TEL0967 (67) 2702